

日団協技術基準 S 液-001-2022

一般消費者等に対する品質確認要領

1. 制定目的

一般消費者等に対するLPガスの品質確保については、「液化石油ガス法第13条（規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止）」に基づき、販売事業者がLPガスの品質を確認し、販売することが義務付けられている。

販売事業者が容器又は貯槽内のLPガスの品質を確認することは困難であるため、本基準にて品質確認の要領を定め、一般消費者等へ供給するLPガスの品質確保を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

液化石油ガス法に基づく一般消費者等に供給するLPガスの品質確認の要領について規定する。

3. 品質確認要領

LPガスは、輸入又は精製後、流通段階を経由して一般消費者等へ販売されるので、各流通段階ごとに品質確保に対する以下の業務を実施するものとし、一般消費者等における液化石油ガス法に規定する品質を確保することとする。

3. 1 元売業者（輸入・生産品販売業者）の業務

- ① 自社管轄のLPガス輸入基地及び製油所（以下「一次基地」という）並びにLPガス内航船受入基地（以下「二次基地」という）における一般消費者等供給用LPガスの組成は、各一次・二次基地毎に「S 液-002 液化石油ガスの品質確認基準〔液化石油ガスの組成分析方法〕」に基づき分析、確認すること。また、一次基地における一般消費者等供給用LPガス中の水銀は、「S 液-002 液化石油ガスの品質確認基準〔液化石油ガスの水銀分析方法〕」に基づき分析、確認すること。
 - a) 分析・確認するLPガスの品質は「組成」、「圧力」及び「水銀」とし、「圧力」は組成分析結果に基づく計算値で可とする。
 - b) なお、液化石油ガス法に定める「組成」、「圧力」及び「水銀」以外のLPガスの品質（液化石油ガス法の規定以外の事項）については、本基準においては規定しない。

- ② 元売業者は、供給先業者（卸売業者等）からLPガスの品質確認に関する要請を受けた場合は、供給開始時又は要請受諾時に液化石油ガス法に適合する旨の「品

質証明書」を、元売業者名にて供給先業者宛に発行する。

注) 「品質証明書」の参考例は、S 液-001 (様式 1)のとおり。

- ③元売業者は、品質証明書発行先の供給業者に対しては、原則として、月一回の頻度にて「組成分析結果報告書」(出荷基地における前月の代表性状)を発行する。要請があれば、供給先業者の受入基地(容器充填所)毎に1部/月にて発行する。

注) 「組成分析結果報告書」の参考例は、S 液-001 (様式 2)のとおり。

- ④一次基地又は二次基地において、容器充填を実施し直接一般消費者等へ供給している場合であっても、当該容器にて販売を実施している供給先業者から要請があれば、前記②③と同様に措置を講じることとする。

- ⑤元売業者以外であっても、二次基地を所有又は占有している事業者にあつては、前記①～④と同様の措置を講じることとする。

3. 2 卸売業者(容器充填所所有者又は占有者)の業務

- ①卸売業者は、供給先である液化石油ガス法に基づく液化石油ガス販売事業者(以下「販売事業者」という)からLPガスの品質確認に関する要請を受けた場合は、供給開始時又は要請受諾時に、液化石油ガス法に適合する旨の「品質証明書」を卸売業者名にて販売事業者宛に発行する。

注) 「品質証明書」の参考例は、S 液-001 (様式 1)のとおり。

- ②卸売業者は、品質証明書発行先である販売事業者から、品質確認のためLPガス性状についての要請を受けた場合は、当該卸売業者が前項 3. 1 ②により品質証明を受けた供給元の元売業者が発行した「組成分析結果報告書」に基づき、卸売業者にて「組成分析結果報告書」を作成し、販売事業者に発行する。

注) 「組成分析結果報告書」の参考例は、S 液-001 (様式 2、3)のとおり。

但し、充填容器内のLPガスの品質については、「S 液-002 液化石油ガスの品質確認基準〔充填時における液化石油ガスの規格〕」に基づき確認し、品質証明を行った規格と相違ないことを確認の上、「組成分析結果報告書」を発行すること。

- ③なお、元売業者の品質証明を受けていない場合又は卸売業者の製造事業所(充填所等)において、品質証明を受けた元売業者から供給されたLPガス以外のLPガス等他の性状の物質を混入している場合は、当該卸売業者製造事業所内のLPガスについて、性状の変更の都度、「S 液-002 液化石油ガスの品質確認基準〔液化石油ガスの組成分析方法〕」に基づき、卸売業者において自ら又は外注して組成分析を実施し「組成分析報告書」を作成すること。

前記当該卸売業者は、販売事業者から品質確認のためLPガス性状についての要請を受けた場合は、卸売業者において自ら又は外注して分析し作成した「組成分析報告書」を発行することとする。

3. 3 販売事業者の業務

- ①販売事業者は、書面交付において、液化石油ガス法に規定された規格に適合したLPガスを販売することを一般消費者等への書面に記載すること。
- ②自己においてLPガスの品質確認の実施を行わない販売事業者は、LPガス供給元業者（卸売業者等）の品質証明を受けて（「品質証明書」の受領）、一般消費者等への供給を行うこととする。
- ③販売事業者は、販売したLPガスの性状に疑義が生じた場合、品質証明を受けた供給元卸業者に対して「組成分析結果報告書」の提出を求め、LPガスの品質を確認することができる。

制定日

本基準の制定日は、1998年10月1日とする。

改正日

本基準の第1回改正：2002年10月1日

液化石油ガス法第13条「規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止」関係の施行規則第12条（液化石油ガスの規格）の改正により、水銀が加えられたことに伴い、品質確認要領を改正した。

第2回改正：2008年11月26日

「登録販売事業者」を「液化石油ガス販売事業者」に改正した。

第3回改正：2017年3月29日

第4回改正：2022年9月27日

添付の証明書や報告書の年号を削除した。

S 液-001 (様式 1)

(参考例)

品質証明書

〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 御中

貴社に対し一般消費者等用として販売する液化石油ガスの品質については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める「い号液化石油ガス」に相当することを証明致します。

年 月 日

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇〇株式会社

〇〇〇 〇〇〇〇〇〇(印)

